

200932033A

厚生労働科学研究費補助金

エイズ対策研究事業

個別施策層（とくに性風俗に係る人々・
移住労働者）の HIV 感染予防対策と
その介入効果の評価に関する研究

平成 21 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 東 優子

平成 22 年（2010）年 3 月

目 次

I 総括研究報告

- 個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対策
とその介入効果の評価に関する研究
.....東 優子 1

II 分担研究報告

- 1 セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及
.....青山 薫 11
- 2 性風俗に係る人々の HIV 感染予防・介入手法
.....東 優子 25
- 3 関西圏の外国人（特に SW）の HIV 感染予防と介入に関する研究（1）
京都パグアサ・フィリピン人コミュニティにおける移動研究相談事業：
STI 感染予防啓発パイロット・プロジェクト
.....榎本てる子 41
- 4 関西圏の外国人（特に SW）の HIV 感染予防と介入に関する研究（2）
留学生に対する効果的予防啓発法開発パイロット・プロジェクト
.....榎本てる子 53
- 5 生活困難を抱える女子の性の健康に関する研究
.....野坂 祐子 69

厚生労働科学研究費補助金（エイズ対策研究事業）

平成 20 年度 総括研究報告書

個別施策層（とくに性風俗に係る人々・移住労働者）の HIV 感染予防対策とその介入効果の評価に関する研究

課題番号：H21-エイズ-一般-017

研究代表者：東 優子（大阪府立大学人間社会学部 准教授）

研究分担者：青山 薫（京都大学グローバル COE 助教）

榎本 てる子（関西学院大学神学部 准教授）

野坂 祐子（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 准教授）

はじめに

「性風俗に係る人々」は、国内のエイズ対策における「個別施策層」のひとつである。エイズ対策研究事業にセックスワーカー（以下、SW）当事者が参画した初年度は、平成 11 年度「HIV 感染症の疫学研究」であり、池上千寿子を分担研究者とし、これをきっかけに発足した、SW 当事者と支援者のアドボカシーを行う自助組織 SWASH（Sexual Work and Sexual Health）による「日本在住の CSW における HIV、STD 関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」が実施された。これは、「HIV 感染症の動向と予防介入に関する社会疫学的研究」（研究代表者・木原正博）に引き継がれ、平成 12 年度「性産業従事者の知識、行動、予防介入に関する研究」（研究分担者・池上千寿子）、平成 13 年度「日本在住の SW における HIV/STD 関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」（研究分担者・池上千寿子）、平成 14 年度「日本在住の SW における HIV/STD 関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」（研究分担者・木原正博）が実施された。また、平成 14～16 年度には「個別施策層に対する固有の対策に関する研究」（研究代表者・樽井正義）の分担研究課題として「性産業従事者に関する対策の研究—SW における予防対策の現状、および、SW 当事者を中心とした支援対策と行政・NGO の連携に関する研究」（研究分担者・水島希）も重ねて実施されている。

本研究は、エイズ対策研究事業として分担課題ではなく、独立した研究課題「性風俗（性娯楽施設・産業）」を冠した平成 18～20 年度「日本の性娯楽施設・産業に係る人々への支援・予防対策の開発に

関する学際的研究」（研究代表者・東優子）の体制を引き継ぐものであり、平成 11 年度からエイズ対策研究事業に参画してきた SWASH も研究協力者となっている。

これまでの研究班がそれぞれの研究成果に基づき、重要な政策提案をしているにもかかわらず、国内における「性風俗に係る人々」に対する組織的かつ継続的な施策は実施されていない。個別施策層でありながら、「性風俗に係る人々」への支援は、いわば日本のエイズ対策における「谷間」であり続けている。

問題の背景

1. 差別・偏見・スティグマとの闘い

“...*stigma, silence, discrimination, and denial, as well as lack of confidentiality, undermine prevention, care and treatment efforts and increase the impact of the epidemic on individuals, families, communities and nations...*” スティグマ、沈黙、差別、拒絶ならびに秘匿性の欠如は、予防・ケア・治療のための努力を阻害し、個人・家族・地域社会および国家に対する影響を増大させる。（国連エイズ特別総会「HIV/AIDS に対するコミットメント宣言」 2001 年 6 月採択）

エイズ対策の具体的目標を立て、市民社会の協力を得ながらそれらを達成していくことは、各国政府の義務である。国際社会における重点的課題は、HIV 禍の影響を最も強く受け、最も高いリスクに曝されている人々への対策である。そして、感染脆弱性が

最も高い集団は、地域の社会的・政治的・経済的状況によって、以下の2つのパターンに大別される (UNAIDS, 2008)。

ひとつは、サハラ以南アフリカ諸国における「一般人口」に拡大した HIV 感染拡大である。この地域における死亡原因の第1位はエイズであり、HIV 感染者数は世界の67%、2007年の死亡者数ではその72%を占める。特に女性陽性者数は男性のそれを上回り、世界で HIV に感染している女性 (15歳以上) 1,550万人の、実に77% (1,200万人) がこの地域に暮らしていることから、「アフリカの AIDS は女性の顔をしている」(In Africa, AIDS has a woman's face) とも表現される。もうひとつの感染拡大パターンは、サハラ以南アフリカ諸国以外の世界で起こっている現象である。世界のほとんどすべての領域において、HIV 感染への脆弱性が最も高い集団 (vulnerable group) として指摘されるのは、MSM、IDU、SW (およびその顧客) である。

日本では、「感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々」に注目し、これを「個別施策層」と定義する (後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 = 「エイズ予防指針」2006年3月改訂、同年4月1日より適用)。「個別施策層」としては、若者 (性に関する意思決定や行動選択に係る能力の形成過程にある青少年)、外国人 (言語的障壁や文化的障壁のある外国人)、MSM (性的指向の側面で配慮の必要な同性愛者)、SW (性風俗産業の従事者及び利用者) が挙げられており、これらについて「人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要」とされている。

感染脆弱性の高い集団に共通する問題は、社会的スティグマや偏見に加え、彼らの暮らす地域・社会で施行されている法律や規制が、HIV サービス (治療・ケアを含む) へのアクセスを阻害していることである。たとえば、2009年8月にインドネシア・バリ島で開催された「第9回アジア太平洋地域国際会議」では、エイズ・アクセス財団 (タイ) の代表も次のように訴えている。

「少なくとも11カ国で成人男性同士の合意に基づくセックスが非合法とされ、警察によるハラスメントにさらされる状況下において、MSM のエンパワメントに何が期待できるだろうか。静注麻薬使用者がいまだ日常的に刑務所に送りこまれている一方で、

麻薬に絡む金融家たちが自由の身で強大な力を握り続けるタイやインドネシアをはじめとする多くの国で、どうやってホーム・リダクションが十分な成果を上げることができようか。セックスワーカーたちが自由に顧客を選び交渉する自由をもたず、エージェントや人身取引の仲介者に縛られ続けている状況下で、どうやって自分たちの身を守ることでできようか。」

2. セックスワークと HIV/AIDS

セックスワークに従事する人々およびその業態が多様であることから、SW の数を推定することは非常に困難である。しかし例えば、オランダでは15~49歳の女性の0.6%がセックスワークに従事し (UNAIDS, 2002)、アフリカ諸国では成人女性の4.4~8.7%が何らかの形でセックスワークに従事していると推計されている (UNAIDS, 2006)。

セックスワークは世界のあらゆる地域に存在し、その主な顧客は「一般の」男性である。地域によってはその利用率は顕著に高く、2007年のパプア・ニューギニアでの調査では、トラックの運転手と軍人の60~70%、湾岸労働者の33%が過去1年間に買春を経験している (UNAIDS, 2008)。地域によっては、結婚している一般女性における感染率の方が女性 SW における感染率よりも高いという事実もあり、SW を危険視することについては、「問題は、ピア教育ができていないワーカー自身にあるのではない」(Weitzer, 1999) という批判もある。

一方で、実際に SW の感染率を下げるのが一般人口における感染率を下げることにつながることを示すデータも存在している。タイでは1990年代前半に平均30%といわれた SW の HIV 感染率が半分に減少したことに連動して、成人の HIV 感染率は以前の1/10まで減少した (UNAIDS and Thailand Ministry of Public Health, 2000)。また、約8,000人がセックスワークに従事するとされるモンバサ・カンパラ・ウガンダをつなぐアフリカ道路網 (Trans-African Highway) において、SW のコンドーム使用率を90%にすることができれば、HIV 感染率は、現在の1.3%から0.4%まで下がり、年間2,000~2,500人の新規感染を予防できると試算されている (UNAIDS, 2008)。

セックスワークが合法化されているニュージーランドでは、労働省・職業安全保健局が『ニュージーランドの性産業における職業上の健康と安全に関する手引書 (A Guide to Occupational Health and Safety in the New Zealand Sex Industry)』を発行

している。この手引書は、セックスワーカー（被雇用者として何らかの店舗や組織に雇用されている人々のみならず、街頭や自宅で営業する自営者も含む）や経営者、さらにはセックスワークを利用する顧客などに対して、法律の周知と実質化を促すことを目的に書かれており、具体的なマニュアルや注意事項、義務事項が含まれている。どんな職種でも、新しく仕事に就けばその職務を安全に遂行するための指導や研修を受けるのが一般的であり、被雇用者としての権利が説明されるべきである。しかし、ニュージーランドのように、セックスワークを脱犯罪化あるいは合法化している一部の地域を除き、SWにはこうした労働者として当然の職場環境や権利が保障されていない。

3. 国内におけるセックスワークと HIV/AIDS

現在、国内においては「売春防止法」（通称「売防法」、昭和 31 年 5 月 24 日制定）が施行されていることは周知の事実である。これは「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」（第 2 条）を禁止するものであり、ここでいう「性交」は、膣-ペニス性交（通称「ホンバン（本番）」）を指し、例えば MSM の「ウリ専」によるセックスワークは売防法に抵触しない、と一般に解釈されている。また、同法律では、売春の「勧誘」や「周旋」などには刑事罰が科せられるが、売春者（SW）は保護更生の対象となっている。（しかし、現実の運用においては様々な理由により SW が犯罪者として取り締まられることもある。）

現在、国内で合法的に営業されている性娯楽施

設・産業は、昭和 23（1948）年に制定された「風俗営業取締法」（通称「風営法」）を大幅に改正した「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（通称「風適法」、1984 年改正）に基づき、風俗営業の種別に応じて、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（「公安委員会」）により営業が許可されている形となっている。同年に「トルコ風呂」から改称した「ソープランド」もまた、半ば公然と「ホンバン（本番）」が行われていることで知られるが、法的には「個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業」として（「ホンバン（本番）」は業務に含まれないものとして）、上記「風適法」における「店舗型性風俗特殊営業」に分類され、合法的に営業されている。結果、日本には（違法なものを含め）様々なタイプのセックスワークが存在している（池上ら, 2000: 表 1）。「わが国における性風俗産業の沿革」（松沢, 2000）によれば、国内における性風俗産業の流れは以下の通りである。

- 1589～1946 年 公娼時代
- 1945～1948 年頃 街娼時代
- 1946～1958 年 赤線時代
- 1958 年～ 売防法時代
- ・ トルコ風呂時代：1958 年～
- ・ ピンクキャバレー・ピンクサロン時代：1960 年代前半～
- ・ 性解放時代（ホンバンサロン登場、ラブホテル乱立、「素人」の参入など）：1970 年代前半～
- ・ ノーパン喫茶時代：1979 年～

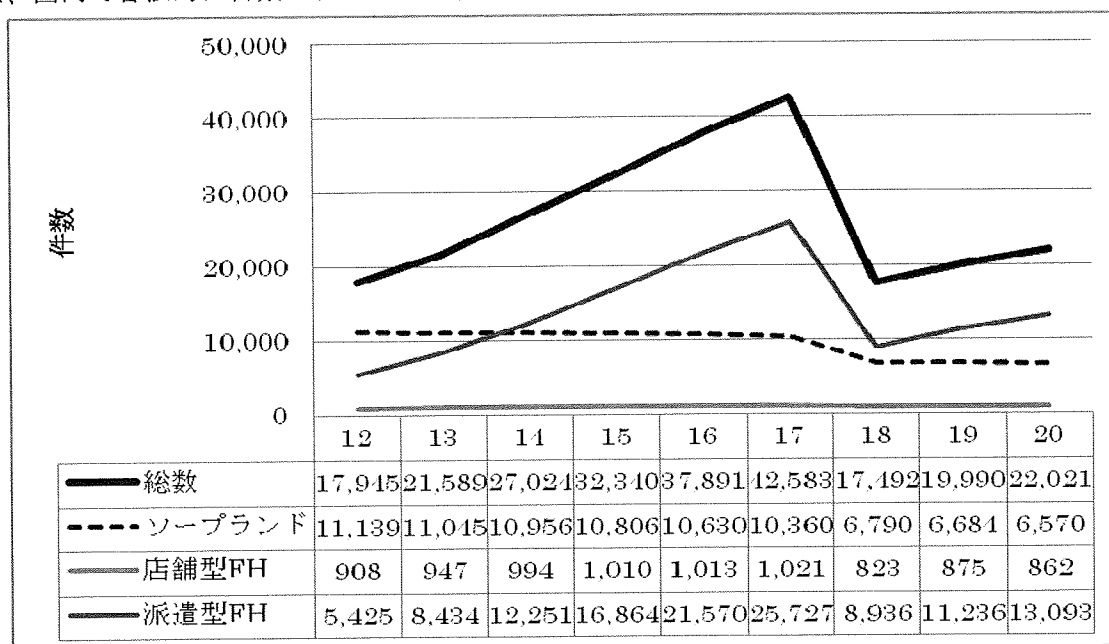


図 1 性風俗特殊営業の届出件数の経年的変化（出典：警察庁『警察白書』より作成）

- ・ 新風俗時代（ファッションヘルス登場）：1980年代前半～
- ・ 新風営法施行：1984年
- ・ テレクラ時代：1980年代後半～
- ・ 援助交際時代：1990年頃～
- ・ デリバリー時代：1999年～

現在では、ごく一部の地域（旧赤線地域が多い）を除き、全国的にソーブランドの新規出店が規制されていることから、その数は減少の一途を辿っている。一方、急成長を遂げているのが「無店舗型性風俗特殊営業」（デリバリーヘルス、以下デリヘル）である。1998（平成10）年に、「人身取引の防止と違法営業の抑止」を目的として「風適法」が改正され、

規制が厳しくなったことにより「デリヘル」の数は一時的に激減したが、近年は再び増加する傾向がみられる（図1）。

研究目的

本研究は「性風俗に係る人々」および「滞日外国人（とくにSW）」を対象とする。その目的は、当該集団の直面するリスクの実態と感染への脆弱性の諸要因を把握し、介入とその評価を踏まえて、HIV対策の「谷間」を埋める新規モデルを提唱することにある。

研究方法

3年計画の初年度に実施された4つの研究課題に

表1 日本の女性セックスワーカーの従事する性風俗産業（注1）の構成

3分類	名称	通称	業態	
			業務内容 (注2)	営業場所
非ホンバン産業	店舗型ファッションヘルス	ヘルス、ファッションマッサージ、イメージクラブ（イメクラ）、性感マッサージ、ソフトSM	A	店舗内個室ベッド
	派遣型ファッションヘルス	デリバリーヘルス（デリヘル）、出張マッサージ		ホテル、個人宅
	キャバレー等	ピンクサロン、〇〇サロン、抜きキャバ		店舗内座席
ホンバン産業	個室付浴場	ソーブランド	A+B	店舗内個室
	接待型料理店	旧遊郭、ちよんのま		ホテル、個人宅
	街娼型	街娼、立ちんぼ		店舗内個室、ホテル、個人宅
	管理型	（料理店、バー、スナック、クラブ等で待機）		劇場内
	派遣型	ホテル、デートクラブ		スタジオ、ホテル
	自営型	個人売春		
非ホンバン産業	SMクラブ	SMクラブ	A+C	店舗内個室、ホテル、個人宅
セックス エンタテインメント 産業	ストリップ劇場	ストリップ劇場（ダンス、個別サービス）	A+B+C	劇場内
	アダルトビデオ	アダルトビデオ		スタジオ、ホテル

（注1）疫学の観点からのみの分類表であるため、粘膜接触のない性的サービス（テレフォンクラブなど）は、平成14年の風営法改正で規制対象となっているが、ここには含まれていない。

（注2）疫学の対象となる業務内容についてのみ記載

A： ホンバンを含まないサービス（キス、フェラチオ、スマタなど）

B： ホンバン行為： 膣ペニス性交（ホンバン）

C： SM業務専門行為： 飲尿、スカトロ、出血を伴うプレイ、医療プレイ（カテーテル、浣腸の使用など）

出典： 厚生科研費補助金「HIV感染症の疫学研究班」平成11年度報告書より抜粋、加筆修正したもの

ついて、以下に説明する。

課題 1「性風俗に係る人々の HIV 感染予防・介入手法」(東)では、(1) 女性 SW を対象に、経営者／店舗マネージャー、SWASH などの協力を得て、スノーボール・サンプリング法による自記式質問紙調査 (30 項目) を実施した (インセンティブとして回答者に支払われた謝礼は 1,000 円)。また、(2) 同調査の実施に協力を要請した経営者／店長／関係者への聞き取り調査、(3) 接近困難層である研究対象集団への情報還流ルートの開拓のために、研究班ホームページの運営およびイベントの開催を実施し、その効果について検討した。

課題 2「生活困難を抱える女子の性の健康」(野坂)では、(1) 全国の児童自立支援施設 (56 か所) に児童向けに新たに作成した心理教育・性教育パンフレットとともに質問票を配布し、性産業従事や金銭が介在する性行動等により入所している女子を含む男女児童の性行動や心理社会的状況に関する自記式質問紙調査 (56 項目) を実施した。また (2) 近畿圏の児童自立支援施設の職員 6 名へのインタビュー調査、(3) 同施設において 2 ヶ月間にわたる女子対象の心理教育プログラム (グループ) を試行した。

課題 3「外国人 (とくに SW) の HIV 感染予防と介入」(榎本)では、(1) 関西圏在住の留学生に、スノーボール・サンプリング法による自記式質問紙調査 (27 項目) を実施した (インセンティブとして回答者には図書カード 500 円分を進呈)。さらに、(2) 医療関係者 (医師、看護師、ソーシャルワーカー) ・多言語通訳者・生活相談員で構成するチームによる「移動健康相談会」(個別相談および講義) を通じた介入手法の検討と評価研究のパイロット版を京都のフィリピン人コミュニティ (Pag-asa Community) で実施し、性の健康に関する知識と意識・ニーズに関するアンケートを実施した。また、(3) 相談会後の紹介先となる「無料低額診療事業指定医療」に関する聞き取り調査を関係機関 (2 か所) で実施した。

課題 4「SW との協働による予防介入プログラムの開発と普及」(青山)では、(1) SW 当事者と支援者からなるアドボカシー団体 Sex Work and Sexual Health (SWASH) が協働し、個別施策層のうちとくに外国人 SW を対象に、予防介入の端緒となるアウトリーチワークと、(2) ドイツ、イギリス、オーストラリアの類似活動および研究に係る人びとからの聞き取りを行った。

(倫理面への配慮)

本研究は不安定な法的地位を最大の理由として、人権や社会的背景に配慮した施策が必要とされる個

別施策層に対する研究であり、当事者との信頼関係に基づく研究の実施に最大の努力を払う。研究計画は、研究者の所属機関に設置された研究倫理委員会の承認を経て実施された。

研究結果

課題 1「性風俗に係る人々の HIV 感染予防・介入手法」(東)： 回収した 377 票のうち、357 票を有効票として分析対象としたところ、感染リスクの高いサービス内容においてコンドームをしていない率は以下の通りであった：素股 54%、フェラチオ 56%、口内射精 70%、アナルセックス 21%、ホンバン (膣性交) 14%。直近の性的サービスでコンドームを使用しなかったと回答したのは、全体の 67.5% に当たる 228 名であるが、そのうち、提供したサービスに、素股 (すまた)、フェラチオ、口内射精、アナルセックス、ホンバン (膣性交) があつたと回答した 201 名を対象に、「コンドームを使用しなかった理由」を調べたところ、結果は「コンドームを使う必要のないサービス内容だったから」が 81% と最も多かった。ちなみに、「素股 (すまた)」と称される行為は、挿入行為を伴わずに下半身を使って男性の性器を刺激することを意味するが、性器同士が直接接触し、誤って挿入されることもあるという。「そういう仕事だから」「ヘルスでゴムなしは常識だから」回答が多く、「コンドームを使う必要のないサービス内容」という誤解と合わせて、SW が性感染症 (HIV を含む) に罹患するリスクは避けがたい状況にあることが明らかになった。

また、先行研究で指摘されてきた「SW のコンドーム使用は、経営者や男性顧客に左右される」という点について、今回の調査で、「現在のお店で、ホンバン (膣性交) を要求するお客さんはどれくらいいますか?」と尋ねたところ、平均 5.57 (± 3.094) 人であった。性感染症・HIV 抗体検査の受検経験率は、75.7% であった。

これまでに性風俗で仕事をするなかでの不快な経験についてたずねたところ、「相手の望む性行為に応じなかったため、相手が不機嫌になった」 60.5%、「相手の容姿や性格がいやだった」 54.5%、「性器のかゆみやおりもの(膣分泌液)の変化があつた」 48.9%、「自分の中で、精神的苦痛が残った」 46.9%、「自分がしてほしくない性行為をされた・させられた」 42.1%、「相手に見下したような態度をとられた」 41.5%、「性感染症 (性病) にかかった」 30.2%、などの結果が得られた。

課題 2「生活困難を抱える女子の性の健康」(野坂)： アンケート調査では、23 施設の協力により、

436名(女子140名、男子296名)の回答を得た。結果、女子の過半数が、家族からの精神的虐待(55.7%)と身体的虐待(52.1%)を受けており、家族以外からの身体的暴行も受けていた(45.5%)。交通事故(47.9%)や火災等の目撃(40.7%)といった事故の経験者もいた。さらに、性の健康に関しては、家族以外からの性暴力被害の未遂が39.1%、既遂が35.5%であり、家族からの性的虐待も未遂が10.9%、既遂が8.7%であった。また、過剰覚醒と再体験症状といったトラウマ反応を示す女子が約7割を占め、外傷後ストレス障害(PTSD)のハイリスク群は69.0%にのぼった。さらに、女子(平均年齢 14.3 ± 0.69 歳)の性交経験者は60%であり、初交年齢が12歳以下であった女子が38.4%であった。性感染症の自覚症状のあった者は25%であった。男子は、自転車やバイクによる交通事故(47.9%)、家族以外からの身体的暴行(39.9%)の経験者が多く、性的虐待は女子と比較すると少なかったが、一般男子を対象とした調査結果と比較すると高い割合であった。PTSDのハイリスク群は、40.5%であった。男子(平均年齢 14 ± 0.88 歳)の性交経験者は30%であり、初交年齢が12歳以下だった男子が42.6%であった。

課題3「外国人(とくにSW)のHIV感染予防と介入」(榎本): (1) 外国籍住民を対象とした移動健康相談会を実施するための準備として、初年度は京都市内のカトリック教会に集う京都バグアサ・フィリピン人コミュニティ(以下バグアサコミュニティ)を対象に生活習慣病及び感染症についての講義を実施し、32名の参加を得た。講義終了後には、感染症を含めた健康に関する知識と意識を確認するためのアンケートを実施し、19名の回答を得た。自分の健康状態を知るために検査を受けようと思うか?に対して52%検査を受けようとは思わないと答えた。その理由として、感染は自分とは関係ないという答えと病気であるとしたら知りたくないという意見が出された。自分の健康について知りたいことは?に対しては、74%の人々が呼吸器疾患、皮膚疾患など具体的に知りたいことをあげた。また日本の社会保障制度等に関する情報を知りたいという反応もあった。

(2) 関西圏(大阪府・兵庫県)の留学生を対象にしたアンケート調査(N=361)を実施したところ、回答者の大半は、日本への留学生の多い、中国、韓国留学生であった。結果、エイズ、B型肝炎、梅毒、麻疹及び淋病に関しては、約9割の留学生が、母国あるいは、日本に来てから情報を得て知っていたが、性器ヘルペスは48.9%、尖形コンジロームは27.7%、また日本で感染率の高いクラミジアは37%

しか知識を持っていなかった。又、81%の留学生が、日本に来てから性感染症について学ぶ機会がないと回答している。学ぶ機会のあった64名(17.7%)の留学生のうち、5割しか教育機関で、情報を得ていない。保健所で実施されている匿名無料のHIV抗体検査の認知度についての回答も、約7割の学生が保健所の存在を知らなかった。HIVのウィンドウピリオドに関しても、78%の留学生が、理解できていないことが分った。治療についての質問も、日本の医療費が高いため、性感染症の治療では16.1%が、エイズでは43.2%の留学生が、母国から薬を取り寄せて治療すると回答している。性感染症、エイズに関して不安になった際、母国語で書かれたサイトを見る、という回答がどちらも最も多く、外国人支援団体にアクセスすると答えた留学生はどちらも、2割にも満たなかった。この結果は、外国人を対象とした健康相談窓口の存在を知っている留学生が、25.2%しかいないことも影響しているのではないだろうか。HIVに感染した場合、退学や仕事を解雇されるという不安を持っている留学生は、退学が36.7%、仕事の解雇が45%で、どちらもわからないと答えた人は含めると、約7割の学生が不安を感じていることが分った。HIV感染者に対する偏見も強く、職場で問題なく一緒に働ける人は全体の15.3%、問題なく同居できる人は、全体の7.8%にしか過ぎなかった。

課題4「SWとの協働による予防介入プログラムの開発と普及」(青山): (1) アウトリーチとして、全国35か所(札幌、東京新宿区・台東区・豊島区、京都、大阪にある「ソーブランド」、「フィリピンパブ」、「中国エステ」、「韓国エステ」など)で、特に外国人を中心とするSWに対して、SWASHが独自に開発したHIV/STD予防パンフレット『はたらきかたマニュアル』を翻訳解説しながら配布することで予防介入の布石とし、これと併せて実施した聞き取り調査を実施した。日本の性産業へ働きに来る背景的要因(経済的動機、母国での女性ジェンダーの文化規範の影響、都市生活・貧困でない生活への憧れ)などが明らかになった。職場環境の実態についても、異なる国籍や言語の集団に固有な問題というよりも、低賃金および摘発の心配が絶えず、下方競争に追いやられた日本人を含むSW全体に見られる傾向との類似性が見出された。

(2) 他国の当事者調査の取り組みについて、Hydra(ドイツ)、ICRSE(汎ヨーロッパ)、Scarlet Alliance(オーストラリア)の担当者とSWASHおよび分担研究者(青山)が面会し、HIV予防介入に関する調査方法と実践的課題、政策的展望などについての聞

き取りを実施した。以上を踏まえ、外国人 SW を取り締まる法・政策とその影響、当事者調査の阻害要因—他国との比較を行った。

考察

「個別施策層」のなかでも、本研究班が対象とする集団は極めて接近困難であり、国内法や地方自治体の条例などが対象者との信頼関係の構築および調査実施の最大の障壁となる。SW・外国人当事者のみならず、経営者・店長・その他性風俗業界の関係者など、異職種・学際的なメンバーで構成されるタスクフォースによるデータの分析・考察により、対象集団に固めつつ有効な施策を検討していく必要がある。本年度に着手した外国人コミュニティ（課題 2）および施設入所女子（課題 3）への支援モデル構築に向けたパイロット・プログラムについては、調査結果および関係者への聞き取り調査の成果を踏まえて、次年度の支援プログラム開発に反映させていく。

自己評価

1) 達成度について

一説には国内に数十万人と推計される SW を含む、性風俗に係わる人々が接近困難である背景には、国内法や地方自治体の条例など、他の「個別施策層」では経験されない問題が大きく影響している。そのため初年度研究計画を大幅に変更せざるを得なかった部分もあるが、留学生調査、児童自立支援施設入所者調査などは、いずれも「国内初」となる。調査方法に限界を認めつつも、その限界を修正するための異職種・学際的タスクフォースも構成しつつあり、初年度の成果として大いに評価できるものとする。

2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

「個別施策層」でありながら、SW および外国人（とくに SW）への具体的かつ有効な予防対策・支援については、エイズ対策における「谷間」となってきた。異職種間・学際的協働を重視する本研究は、さまざまに「国内初」となる実績を積んでおり、エイズ対策における新規モデルの提唱につながることが期待される。また、外国人 SW 支援への取り組みは、人身取引に関して国際社会に注目される日本の動向としても重要な意義をもつ。

3) 今後の展望について

自己評価で述べたように、対象集団が接近困難である背景には、国内法や地方自治体の条例など、他

の「個別施策層」では経験されない問題が大きく影響している。当初の研究計画を大幅に変更せざるを得なかった部分については、初年度の経験と実績を対象集団およびその関係者に対して透明化することで信頼関係の構築につなげ、より精度の高い規模を拡大した調査の実施、および有効かつ具体的な介入へと繋げてゆきたい。

結論

以下、結論にかえて、分担研究者・青山の報告書から重要な指摘を抜粋する。「HIV/STI 予防行動を始めとする SW の安全を確保するには、少なくとも短期的に、(1)搾取や暴力のより少ない労働環境を保証するため、雇用者・管理者とも良好な関係を築くことと、(2)ピア・ネットワークも、SW 集団外の社会とのつながりも確保し、支援を得る糸口をつかんでおくこと、の 2 点が重要である。これらによって、接近困難層に当事者団体がアウトリーチすることができ、現在は確固とした「コミュニティ」が存在しない彼女たちが層として社会的に把握されれば、予防介入の足がかりとなる。そのために、性産業への取り締まりを緩和し、いっそうのアンダーグラウンド化を避けることを追求する必要がある。当事者調査を実施し、実効性の高い結果を出すための制度面の整備は、長期的な視野を要求する。その焦点となるのは、(1)SW と外国人 SW の触法性・不法性を短期間に解消することは不可能として、少なくとも、本課題の関係者がこれを支持しない点について明確にすること（エイズ対策研究事業からの公的支援を得ることが望ましい）、(2)時間と資金の不足を緩和すること、(3)(1)と(2)のために、当事者中心の調査研究を推進すること、および、(4)外国人 SW の HIV 予防介入のために、(3)を国境を越える政策・対策に結びつけること の 4 点である。」

研究班では、SW・外国人当事者を中心とした異職種間・学際的協働による取り組みを最重要課題としつつ、今後もさらなる取り組みに励んでゆきたい。

知的所有権の出願・取得状況（予定を含む）

特になし。

参考文献

- 池上千寿子他 日本在住のCSWにおけるHIV、STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究. 平成11年度HIV感染症の動向と予防介入に関する社会疫学的研究総括・研究報告書. (研究代表者・木原正博) 2000年3月.
- 池上千寿子他 性産業従事者の知識、行動、予防介入に関する研究. 平成12年度HIV感染症の動向と予防介入に関する社会疫学的研究総括・研究報告書. (研究代表者・木原正博) 2001年3月.
- 池上千寿子他 日本在住のSWにおけるHIV/STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究. 平成13年度HIV感染症の動向と予防介入に関する社会疫学的研究総括・研究報告書. (研究代表者・木原正博) 2002年3月.
- 要由紀子・水島希 (2005) 『風俗嬢意識調査—126人の職業意識—』ポット出版.
- 木原正博他 日本在住のSWにおけるHIV/STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究. 平成14年度HIV感染症の動向と予防介入に関する社会疫学的研究総括・研究報告書 (研究代表者・木原正博). 2003年3月.
- 東優子 HIV予防対策と接近困難層: ハーム・リダクション事例に学ぶ. 社会問題研究. 58:87-102, 2009.
- 東優子他 平成18~20年度日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究総括・研究報告書 (研究代表者・東優子). 2007年3月; 2008年3月; 2009年3月.
- 松沢呉一 わが国における性風俗産業の沿革. 池上千寿子他 同掲 2002.
- 水島希他 性産業従事者に関する対策の研究—SWにおける予防対策の現状、および、SW当事者を中心とした支援対策と行政・NGOの連携に関する研究. 平成14~16年度個別施策層に対する固有の対策に関する研究総括研究報告書 (研究代表者・樽井正義) 2003年3月; 2004年3月; 2005年3月.
- Ronald Weitzer (1999) "Sex for Sale: Prostitution, Pornography, and the Sex Industry" Routledge 翻訳版『セックス・フォー・セール』ポット出版, 2005
- UN (2001) Declaration of Commitment on HIV/AIDS. Available at http://data.unaids.org/publications/irc-pub03/aidsdeclaration_en.pdf. Accessed on March 1, 2010.
- UNAIDS (2006) *Report of the Global Technical Consultation on HIV and Sex Work*. Presented in Rio de Janeiro, Brazil (12-14 July).
- (2008) 2008 Report on the global AIDS epidemic. Geneva: UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS).
- UNAIDS and Thailand Ministry of Public Health (2000) *Evaluation of the 100% Condom Programme in Thailand*. Geneva: UNAIDS (Joint United Nations Programme on HIV/AIDS).

研究発表

研究代表者

(論文)

1. 東優子. 非典型的な「性」をめぐる性科学の言説. 女性学連続講演会記録集「ジェンダーを装う」. 印刷中.
2. 東優子. 第9回アジア太平洋地域国際会議（インドネシア・バリ島）遣事業帰国報告書 (http://api-net.jfap.or.jp/siryoku/2009_aids_conf/07.htm), 2009.
3. 東優子. セックスワーク&HIV/AIDS. Sex & Sexwork 2 : 7 - 8, 2009.
4. 東優子. 調査報告書への考察. SOD Sex survey 2009～日本人の性意識/性行動の実態調査～ (<http://www.sodsurvey.jp/con06.php>), 2009.
5. 東優子. 「性の健康と権利」に関するグローバルな取り組み. 現代性教育研究月報 8: 1-5, 2009.
6. 東優子. セクシュアリティ概論. 専門家研修テキスト. 日本性教育協会, 2009.

(口頭発表)

海外

7. Higashi, Y., Suh S., Nosaka S. Condom use among Japanese heterosexual men utilizing the sex entertainment industry. The 19th World Congress for Sexual Health. June 21-25, 2009, Göteborg, Sweden .
8. Higashi, Y., Kamikawa, A. The impact of "GID" on transgender people in Japan. The 21st Biennial Symposium of World Professional Association for Transgender Health. June 17-20, 2009, Oslo, Norway.

国内

9. 東優子、榎本てる子、青木理恵子. セックスワーカーの保健行動阻害要因 コミュニティ参加型プログラムの開発に向けた一考察. 日本エイズ学会、2009、名古屋.
10. 野坂祐子、東優子. 青年期女性における金銭が介在する性行動とセクシュアルヘルスの問題:web アンケートから. 日本エイズ学会、2009、名古屋.

研究分担者

青山薫

(論文)

1. Aoyama, Kaoru, 2010, 'Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: A Sociological Perspective' in Journal of Intimate and

Public Spheres, No.0

榎本てる子

(口頭発表)

国内

1. 東優子、榎本てる子、青木理恵子. セックスワーカーの保健行動阻害要因 コミュニティ参加型プログラムの開発に向けた一考察. 日本エイズ学会、2009、名古屋.

野坂祐子

(論文)

1. 野坂祐子 犯罪被害者とジェンダー, 第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会/司法におけるジェンダー問題諮問会議編「事例で学ぶ 司法におけるジェンダーバイアス 【改訂版】」, 明石書店, p.207-219. 2009.
2. 野坂祐子 子どもの性暴力への理解と支援 加害児・被害児の親へのサポート, 月刊ヒューマンライツ, No.263, 部落開放・人権研究所, 38-45. 2010.
3. 野坂祐子 デート DV の被害・加害への介入支援, 臨床精神医学, Vol.39, No.3, アークメディア, 281-286. 2010.
4. 野坂祐子 女性における金銭が介在する性行動とセクシュアルヘルス—“特定神話の落とし穴—, 現代性教育研究月報, Vol.28, No.2, 財団法人日本性教育協会, 1-6. 2010.
5. 野坂祐子 性暴力被害により PTSD を呈した成人女性への曝露療法 (Prolonged Exposure Therapy), 学校危機とメンタルケア, 第2巻, 大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター, 28-34. 2010.
6. 井ノ崎敦子・野坂祐子 大学生における加害行為と攻撃性との関連, 学校危機とメンタルケア, 第2巻, 大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター, 73-85. 2010.
7. 野坂祐子 共訳「質的研究法キーワード」, マイケル・ブルア, フィオナ・ウッド著, 監訳 上淵寿, (共訳者 上淵寿・大家まゆみ・小松孝至・榎原知美・丹羽さかの・野口隆子・野坂祐子・山本良子), 金子書房,Bloor,M.& Wood,F.(2006). Keywords in Qualitative Methods : A Vocabulary of Research Concepts. Sage. 2009.
8. 野坂祐子 不特定多数はホントにキケン?～女性のセックスと特定神話～, 特定非営利活動法人ぶれいす東京 Newsletter, 2009年11月号, No.63, p.1. 2009.

9. 野坂祐子 連載「おんなのこの現場」④～⑩, ふえみん婦人民主新聞, No.2888-2908, 2009-2010.
10. 野坂祐子 エイズ四半世紀と私たち 切り捨てるのではない、抱える社会へ, ふえみん婦人民主新聞, No.2913, 2010年1月25日, 2010.

(口頭発表)

海外

11. Higashi Yuko, Suh Sookja, Nosaka Sachiko, Condom use among Japanese Heterosexual men utilizing the sex entertainment industry. The 19th WAS World Congress for Sexual Health. in Sweden. 2009.

国内

12. 野坂祐子・東優子 青年期女性における金銭が介在する性行動とセクシュアルヘルスの問題: web アンケートから. 第23回日本エイズ学会学術集会(日本エイズ学会誌, Vol.11, No.4, p.434(168)), 2009.
13. 野坂祐子 フィールドでサバイブする研究者の視点とふるまい, シンポジウム「フィールドにおける研究者の省察—研究者の実践経験の投影として—」, 日本心理学会第73回大会, 2009.
14. 浅野恭子・葛原昌司・藤岡淳子・野坂祐子・奥野美和子・保原智子・中島敦・丸山奈緒, 性問題行動のある子どもたちへの集団療法(1)—行動の変化をめざして—, 日本心理臨床学会 第28回秋季大会, 2009.
15. 藤岡淳子・野坂祐子・浅野恭子・葛原昌司・奥野美和子・保原智子・中島敦・丸山奈緒, 性問題行動のある子どもたちへの集団療法(2)—保護者のグループ—, 日本心理臨床学会 第28回秋季大会, 2009.
16. 岩切昌宏・瀧野揚三・野坂祐子 日本トラウマティックストレス学会プレコングレス「学校危機時の学校運営と心のケア—中長期支援に向けて—」, 第9回日本トラウマティックストレス学会, 2010.
17. 野坂祐子 被害者加害者対話が加害者と被害者にとって意味するもの, 第9回日本トラウマティックストレス学会, 2010.

1

セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及

研究分担者： 青山 薫（京都大学文学研究科 GCOE 助教）

研究協力者： 要友紀子（SWASH）

八木香澄（SWASH）

研究要旨

本課題に係る 2009 年度の研究は、セックスワーカー（以下 SW）当事者と支援者からなるアドボカシー団体 Sex Work and Sexual Health（以下 SWASH）が協働し、個別施策層のうちとくに外国人ⁱ SW を対象に、予防介入の端緒となるアウトリーチワークを行った。また、ドイツ、イギリス、オーストラリアの類似活動および研究に係る人びとからの聞き取りも行った。これらの過程で、そもそも SW 当事者が研究者（ひいては厚生労働省エイズ対策研究事業）と、協働する予防介入が有効かつひろく現実のものとなるための課題も把握された。

研究の背景と目的

性風俗産業に従事する人びとの保健行動に関するぜい弱性は、先行研究が明らかにしてきたように、当事者への啓発のみによって改善するものではない。そのなかでも、日本における外国からの移住労働者が性感染症などの危険に晒され易くなるのは、その法的・社会的立場によるところが大きいだろうことが指摘されてきた。

ぜい弱性に結びつく「法的・社会的立場」とは、日本人 SW にも共通してみられるコミュニティあるいはピア・ネットワークの欠如、SW アイデンティティの欠如、売春防止法等による触法性が負荷された立場である。外国人の場合はこの上に、言葉の壁や一般的な日本人社会からの隔絶、入国や仕事を得る経路自体が他の管理下にあることからくるネットワークの喪失と、出入国管理法上あらゆる風俗営業職に従事することが不法とされているための非合法性から、さらに弱い立場におかれるのである。

本課題は、以上の指摘をふまえ、組織的継続的かつ職際学的際的な、さまざまな「しかけ」による SW への HIV 感染対策を展開することの重要性をとらえた、前年度までの東班の研究結果（2009：54-58）を受けて、(1)当事者参加行動調査、ⁱⁱ (2)(1)を通じたピア・ネットワークの開拓、(3)実効性のある予防介入プログラムの開発 をめざすものである。

3 年計画の 1 年目にあたる 2009 年度は、外国人 SW を対象に、感染リスク行動の実態および感染ぜい弱性につながる諸要因をさらに包括的にとらえ、

かつピア・ネットワークと予防開発プログラムの端緒をつける目的で、一義的な調査として、当事者集団である SWASH がアウトリーチワークを行った。日本の状況との比較において今後の調査計画と展望に結びつける目的で、二義的な調査として、類似の活動・研究・政策提言に携わり、上記一義的調査の目的をほぼ達成している海外の当事者集団 Hydra（ドイツ）、ICRSE（The International Committee on the Rights of Sex Workers in Europe）（汎ヨーロッパ）、Scarlet Alliance（オーストラリア）の各担当者からの聞き取りを実施した。

研究方法

1. アウトリーチ

「アウトリーチワーク（アウトリーチ）」とは、調査や行政サービスの実施において、対象になる人びとがいるところへ調査者やサービス提供者が出かけて行くことである。調査計画やサービス設計が先行するのではなく、対象者・問題の当事者の現実に即したニーズを把握し、それに基づいた計画を立てることを目的とする。SWASH は 2006 年から 2008 年、UNODC の委託により、日本で働く外国人 SW の労働環境、HIV 予防行動等についての調査を行っていた。この調査を通じて得た情報とピア・エデュケーションⁱⁱⁱ によるアウトリーチスキルを東班における調査に活かし、2009 年度は、外国人を中心とする SW に対するアウトリーチを実施した。後述するアウトリーチの意義を重視し、調査票調査や（半）構

造的聞き取りを録音するなどのデータ収集は行っていない。

調査地域は、札幌、東京新宿・台東・豊島区、京都、大阪の歓楽街で、調査個所は「ソープランド」、「フィリピンパブ」、「中国エステ」、「韓国エステ」にあたる店舗型風俗店 35 カ所である。方法は、SWASH 関係者からの紹介、店舗のオーナーの協力、風俗メディアや周辺ビジネスによる店舗紹介、アウトリーチワーカーによる独自開拓を経た、対面の対話である。使用言語は、日本語と相手の第一言語で、通訳を介す場合と介さない（アウトリーチ担当者がその言語を話せる）場合があった。

対面で話を聞くことができた外国人 SW はフィリピン、中国、タイ国籍と自称する人びと（以後それぞれ「フィリピン人」、「中国人」、「タイ人」）各 28 名、55 名、3 名であった。フィリピン人のなかには SW と自称していない人 8 名が含まれていた。

接近困難層に対するアウトリーチの意義は、そもそもネットワークが存在し難いところに人為的なネットワークをしかけ、人のつながりをもたすこと、それによってこの層におかれた人びとの社会的な孤立を防ぎ、かつ孤立ゆえの具体的な困難（本課題の場合は HIV 感染に対するせい弱性とこれにつながる保健行動からの疎外、搾取、暴力など）を克服することにある。たとえ調査研究がこの意義に付随していても、データ収集を優先するものではない。むしろ性急なデータ収集の努力は、関係性の構築、しかも社会的疎外と触法性を乗り越えての信頼関係の構築の妨げにこそなれ、助けにはならない。アウトリーチの本旨は、当事者にそこから何かを得てもらい、結果的に、調査に協力することもより長い目で見て「自分たちが得るもの」と考えてもらい、次のステップにつなげることなのである。

このために SWASH は、イラストなどをふんだんに使った親しみやすい HIV/STD 予防パンフレット『はたらきかたマニュアル』（日本語）を開発してきている【資料 1】。今回、外国人 SW に対してはこのマニュアルを翻訳解説しながら配布。アウトリーチによって調査対象者が「得るもの」とすると同時に、HIV 感染予防介入行動の先駆けともしている。また、現場で使用される言葉や実施される行為のうち SW の安全と保健活動に有効と思われるものを SW の立場で選定し、中国人対象者には「単語帳」

として配布。フィリピン人対象者には、フィリピンの当事者団体カバリカット制作の HIV 予防パンフレットを見せて説明した。

しかし、とくに外国人の SW への接近が困難なのは、彼女ら彼らが積極的に孤立を選んでいるからではない。前述したとおりの疎外性と不法性が高い立場に呼応する形で、第三者による管理も厳しくなっているため、部外者の接近がより困難になっているのである。

このことから、外国人 SW に対するアウトリーチに際しては、まず風俗店経営者や管理者という「ゲイトキーパー」を味方につけなければならない。そのために SWASH は、UNODC 調査の際に用意した、経営者や管理者に外国人 SW に関する調査協力を依頼するためのフライヤー「店長へお願いチラシ」（日本語版および中国語韓国語版）【資料 2 および 3】^{iv} を今回も利用。とくに HIV 予防が目的であることを口頭でつけ加えながら配布した。

日本の国家機関との関与を表に出すことは「警察か入管に通報される」警戒に結びつくため、これが事実誤認であっても、経営サイドには厚生労働省事業に係る研究の一環であることは知らせていない。また、相手の味方であることを強調するため、「風俗に影響力のある様々な関係機関や省庁に風俗のことを正しく理解してもらい、当事者の側に立った施策や法律をつくるための勉強をしてもらうためにこの調査を引き受け」（資料 2：3）たことを、SWASH の立場として明示している。

それでも接近の難しさは想定を超えていた。まず、調査対象当事者との信頼関係構築の難しさ、そのために使われる膨大な時間と資源、対象者の労働条件が許さない場合や、雇用者の無理解などの一般的な障壁がある。次に、上記のように、警察・入管・国家機関に関係していると思われて連絡がとれなくなる、信頼関係を築いても摘発によって店がなくなり対象者もいなくなる、など、調査対象が国家による取り締まりの対象でもあることの矛盾という問題がある。さらに、アウトリーチワーカー自身が雇用者等によって SW に勧誘される、接触が必要なため個人的な相談も断ることが難しくなる、脅される、性関係を要求される、警察に SW や店舗関係者と誤認され逮捕される可能性がある、など、調査者の側にとっての危険がある。

予防介入のためには、これらを克服する現実的なプログラムの設計が必要である。

2. 他国の当事者調査の聞き取り

海外の性産業従事者における HIV 予防行動と介入については、樽井班 (2004) および東班 (2009) の先行研究において文献調査による評価がなされ、貴重な提言が行われてきた。とくに強調されてきたのが、SW 当事者や元当事者による参加行動調査の有効性であり、これをサポートする体制づくりの必要性である。

前述の通り、本課題でもこのことを念頭に調査を企画しているが、文献購読(とくに外国語文献の購読)は、研究者間では有効でも、当事者が参加しやすい「しかけ」としてはまったく適切でない。対して当事者と支援者の団体である SWASH は、APNSW (Asia Pacific Network of Sex Workers) というアジア太平洋の SW ネットワークなどを通じて、海外で行われるワークショップや集会などへの参加、録画・録音・インターネットを介した資源および互いに異なる問題の共有を行うことで、日本の当事者の活動が海外との接点を持ち、仲間を得ることに貢献してきた。

本課題は 2009 年度、この貢献を基に海外の活動・研究・政策提言に携わる当事者団体の経験から学ぶに至った。際して、SW による SW のための国際会議常連であり、それぞれの国や地域で影響力をもつといわれる Hydra (ドイツ)、ICRSE (汎ヨーロッパ)、Scarlet Alliance (オーストラリア) の担当者と SWASH および分担研究者(青山)が面会し、HIV 予防介入に関する調査方法と実践的課題、政策的展望などについての聞き取りを実施した。なお、これらの機会は、他の調査研究および活動(への助成)との協働によって初めて可能となったものもある。

Hydra はベルリンにあり、分担研究者がそれぞれ研究代表者、分担研究者として実施している別の二つのプロジェクトのために訪問する機会を得、本課題に関する聞き取りもお願いした。▽ ICRSE はアムステルダム発祥の汎ヨーロッパで活動する団体だが、SWASH メンバー(要・八木)および研究分担者が、それぞれ参加した 2 回の人身取引禁止法政策についての評価実務者会議に代表が参加しており、

本課題に関する質疑応答の機会を得た。vi Scarlet Alliance はオーストラリア全体に広がるネットワークの総括団体。渉外担当者が日本を訪問した際、複数の SWASH メンバーとの懇談・聞き取りに応じてくれた。この際の費用はほとんどを先方が負担。謝金のみを SWASH 自身が負担している。

結果

1. フィリピン人・中国人のケース

アウトリーチにおいてまとまった数の対話を得、集団としての特性を推し量ることのできるフィリピン人と中国人の状況およびニーズに就いて報告する。

まず両集団の違いとみられる傾向だが、基本的にアウトリーチワーカーが接触することができるのは、外国人 SW のなかでもかなりの自由度をもった働き方をしている人と思われるなかで、フィリピン人には経営者側が店の移動や住居の移動の制限をかけている場合があった。SW の査証資格外活動が関係当局に発覚することを恐れての措置と言われていた。フィリピン人ではいわゆる「エンターテイナー・ビザ」(出入国管理法上の興行資格で労働ができる査証)を得て来日し、そのまま性風俗産業で働き続けている人と、その後日本人との婚姻などで資格を変更して働き続けている人が多くを占めた。「セックスワーカー」と自称しない人がいたのはこのためである。しかし労働や配偶者といった定住型のビザをもたずに SW に従事する人もおり、この場合は性風俗産業で働くことが違法となるため、経営者側は彼女たちが移動によって人目につくことをとくに恐れるのであった。日本滞在資格によって触法性、ひいては労働環境と条件が違ってくることをよく表していた。また、賃金の遅配・不払いもフィリピン人に多く見られた。

一方中国人に特徴的だったのは、当初日本人との婚姻で来日し、後に SW に携わるようになった人が多いことである。婚姻が仲介業者を介したものか否か、アウトリーチ時点でも婚姻を継続していたか、それが民法が想定するような同居・相互扶助関係・性関係を伴う実体的なものか、そうでないか、すでに別居や離婚をしていたかはさまざまだった。

次に、両者にみられ、出身国籍や文化・言語の違いに関わらない外国人 SW (あるいは日本における SW 一般) に共通の傾向と予想される傾向を報告す

る。

衛生状態が疑われる店舗、従業員からのセクシュアル・ハラスメントなど労働環境への不満は共通していた。安全衛生環境の悪さは、当然のことながら保健行動の疎外につながっていた。焦点である HIV がどのような行為で感染しやすいかなど、性感染予防の知識は両者とも比較的正確にもっているようだった。だが、先行研究も指摘してきたように、予防知識とその実行の間には障壁があったのである。

もっとも重大と思われる障壁は、「生本番」プレイをせざるを得ない状況に追い込まれることであった。1 回のプレイで比較的多く収入が得られるように設定された「生本番」を提供せざるを得ないのは、異なる国籍や言語の集団によると言うよりも、賃金が安い、摘発の心配が絶えない、したがって短期間に多く稼ぐ手段を必要とするなどの理由で、下方競争に追いやられた SW にひろく見られる傾向と言える。景気後退によって SW への参入者が増加し、供給過剰からサービス価格のダンピングが起り、賃金や労働条件が悪化したという語りも、国籍にかかわらず、そして経営側からも聞かれた。

また、コンドームは店が用意しているが、これを「本番」提供の証拠として摘発されることを恐れ、目につかず SW や顧客の手にもすぐには届かないところに隠してある、非常に使いにくい、という店舗への苦情も普遍的だった。売春防止法 1~3 条（売春の助長と性交の禁止）が、具体的に HIV 予防行動の阻害要因となっている例と思われる。

摘発への恐れは滞在資格にも実際に不法就労をしているかどうかにも関係なく、外国人 SW すべてに共通していた。これはたとえば、日本人と婚姻をし、配偶者資格で滞在し、すなわち風俗営業法で管理された合法的な店舗において働くことが出入国管理法違反にならない人の場合でも、外国人であることによって、自動的にいわゆる「偽装結婚」などの嫌疑をかけられ、生活に影響を及ぼす追求を受ける可能性が高いからである。

このような、理由が間接的である場合もふくめ、警察・入管・裁判所関係者の差別的取り扱いに関する不満も、国籍に関わらず多く聞かれた。

すでにさまざまに見出されている外国人 SW が日本の性産業へ働きに来る事情については、本課題におけるフィリピン人と中国人の両者にも、先行研究

(e.g. 青山 2007 : 1 章) の指摘と重なる以下の 3 点がとくに見出された。(1) 経済的動機 (出身国で自分または家族がつくった借金の返済、出身国に残した家族の生活費、きょうだいや自らの学費、起業資金を稼ぐためなど)、(2) 女性ジェンダーの文化規範 (女性は家族のめんどろをみるもの、女性には高学歴は必要がないという意識、女性は正規労働に就く機会が少ないなど)、(3) 本人の外国・都市生活・貧困でない生活への憧れ である。また、両者とも、女性が家族の「めんどろをみる」ことのなかに家族の生活の経済的責任を負うことが含まれていると考え、(性産業に携わることの是非は別として) 女性が外国への出稼ぎをして収入を得ることに抵抗がないと思われた。むしろ、この責任を果たすことを自らの生活向上にも利用しようという機運が見て取れるのである。これはタイ人女性の場合にも重なっていた。

2. 他国の当事者調査の取り組み

SW における HIV 予防行動と介入において重要な当事者による参加行動調査を実現し、これをサポートする体制づくりのための政策提言力・実行への圧力をもつ Hydra、ICRSE、Scarlet Alliance の例を報告する。

Hydra は、1987 年設立。ベルリンを拠点とし、SW の権利に関するアドボカシー活動を行う政府公認の非政府・非営利組織である。連邦政府とベルリン市からの助成金、および顧客を多く含む個人からの寄付金によって運営されている。ドイツ連邦全体に広がる傘下・協力組織には、薬物利用 SW の支援団体、SW の労働組合等さまざまな 이슈 に特化する団体があり、Hydra は必要に応じて情報や専門知識の提供、キャンペーンなどを組織している。

可能な限り多くの分野に SW あるいは元 SW 当事者が専門家として参画することを活動基準に、20 年来活動してきた Hydra は、HIV/STI 予防に関してはとくに、ピア・エデュケーションを経たメンバー SW が臨んでいる。調査は、労働者からの訴えまたは抜き打ちで、組織的・店舗型の営業体を訪問し、コンドーム使用を始めとする安全衛生基準が守られているか否かを検査するもの。また、傘下には、地域の街娼に特化して、保健活動を促すと同時に労働環境を把握する団体もある。調査結果は傘下団体を通じて公表され、当該地方自治体政府、連邦政府へ

の圧力行動にも利用される。

ドイツでは、2001年から、自治体に登録すればどんな形態のSWをしても合法になっているが、この法律の制定にはHydraが大きな役割を担っていた。ヨーロッパ経済圏外の国籍の人はSWに従事する資格を得られず、結果として法の適用外に、したがって無権利状態におかれているが、合法SW当事者がアウトリーチし、権利擁護と組織化を進めることが安全の第一歩という。

現在の予防介入における課題は、顧客と観光政策を巻き込むことにある。客にとってもSWにとっても安全でフェアなプレイを楽しむことのできる店舗を、料金も含めて評価し、ミシュランばりの「星取表」を発行して政府観光当局に公認させることが目標。いまだ消えない性産業のスティグマを無化し、経営的にも労働者の権利と保健衛生の観点からも、業界全体が健全化することを視野に入れている。

ICRSEは、Hydraのような国別のSW団体ネットワークをさらにヨーロッパ全域で機能させるため、2004年に設立された。アムステルダム商工会議所に登録された非営利組織法人。ヨーロッパ連合域内、加盟国内およびカナダや香港のSW団体・個人とも連携してグローバルな権利要求運動と政策提言を行う。各種財団、欧州委員会をふくむ政府機関からの助成金が主な運営資金である。

近年ヨーロッパでも問題になっている人身取引とSWの関係について調査・監視をするなかで、権利獲得運動のほかにHIVを始めとする性感染症予防行動のアドボカシーにも乗り出してきた。この点で、移住SWの保健行動・HIV/STI予防を第一目的とするやはり汎ヨーロッパのネットワーク団体TAMPEP (European Network for HIV/STI Prevention and Health Promotion among Migrant Sex Workers) と共同し、毎年加盟国を総括する団体(2007年3月時点で25。連携団体の総数は1000を超える)から調査報告を受け、分析・比較。予防介入および政策提言に活用している。

調査は、質・量双方においてSWの地域的マッピング、SWのニーズ、STI予防行動、移住傾向とその変化、調査方法の評価など多岐の分野にわたる。これらの結果によって、たとえば2007年には、「多言語情報を提供する媒体(CD・ウェブマガジンなど)とアウトリーチワーク、分野横断的サービス、ピア・

エデュケーションおよび異文化理解の仲介に関するガイドラインをふくむ、現実的、包括的かつ独創的な予防介入モデルの開発」を、加盟各国の政策格差を埋めながら行うことをEU全体に提言している(TAMPEP 2007: 133-134)。

Scarlet Allianceは、1989年設立。シドニーに本拠をおくSW個人と団体が加盟してつくる有限責任法人である。20年来、オーストラリア全土の性サービス提供地域・店舗・ワーカーを把握することに努めてきている。SWに対する平等と社会的・法的・政治的・文化的・経済的正義を求め、SWの自己決定による生き方を促進するが、これらを労働安全衛生の促進と性感染症予防行動を通じて行う、と表明していることが特徴的である。

SWの調査に関しては、必ず当事者自身が企画・実施者の一部となることを旨としている。対して、SWの自己決定権、ひいては安全を阻害する影響を及ぼすような調査研究・報道・出版があれば抗議行動・議論を起こす。この方針を方法論的に精緻化し、SWによるSW関係調査倫理委員会を創設することも検討している。この調査倫理委員会に適切とみなされなければ調査の信ぴょう性が疑われるような、社会的影響力をめざしたいという。

近年の調査には、中国人、タイ人、韓国人SWの調査、人身取引とSWの関連調査、SWに対する暴力の原因調査などがある。州によって形態に違いはあるが、1999年以来合法にSWができるようになったオーストラリアでは、外国人も労働許可を得れば国の認可で経営する店舗などで合法的に働くことができる。ところが実際には、人身取引対策として、外国人SWに対する査証発給制限が厳しく、対象者をかえって危険な取引に追い込んできた、と1993年、2000年、2002年、2006年に行われた別々の対外国人SWの労働環境調査を総括したJeffreys(2009)は結論している。

その後Scarlet Allianceは、2009年に改定されたオーストラリア政府の対HIV/STI戦略策定に専門家として参画。国家政策に直接の影響を及ぼすことに成功している。

考察

1. 外国人SWを取り締まる法・政策とその影響

日本においてとくに外国人SWに影響する代表的

法律は、売春防止法、風俗営業法、出入国管理及び難民認定法、旅券法、刑法におけるいわゆる「人身取引罪」条項である。

これらは、2004年に策定された日本政府の「人身取引対策行動計画」にのっとして改正または制定されており、共通して「人身取引の被害者」とみなされた人は違反して摘発されても罪に問わない条項をもつようになった。しかし一方で、雇用者に外国人被雇用者の就労資格・滞在資格の確認を義務づけ、これを警察が立ち入り調査するなどの執行形態によって、さらに、2004年から2008年に法務省が実施した「不法滞在者5年半減計画」によって、性産業全体の取り締まり強化に結びついていると考えられる（Aoyama 2010 参照）。

人身取引対策が性産業全体の取り締まり強化につながることは、今回のアウトリーチで得られた店舗経営者・管理者とSW双方の現場の実感とも、上記他国の当事者調査の結果とも合致する。それは、前述のとおり、外国人SWに対しては移動の自由の制限、摘発への恐れ、保健行動からの疎外などの労働条件・安全衛生の悪化をもたらしており、アウトリーチや調査をする者に対してはSWへの接近困難の増加を結果している。

たとえば「エンターテイナー・ビザ」が発行されなくなったのも「人身取引対策」の一環であり、以前にはこれをもつ傾向にあったフィリピン人のSWとしての来日を減らすことに貢献しているのかもしれない。しかし、すでに日本に滞在するフィリピン人SWに対しては、このビザをもつ人とたない人の間に格差をもたらしている。同じ仕事をしていても不法性がない場合とある場合に分かれ、その格差によって、後者に制限や恐れや疎外を負荷しているのである。また中国人SWに配偶者ビザをもつ人が多くなっていることも、不法就労、とりわけ性産業に対する取り締まりの強化と並行して起ってきていると思われる。仕事が必要な当事者は、そのために安全な経路があると思えばそこへ向かうのである。

しかし、SWからも経営側からも、「もっと条件の悪い人たちは、日本にいなくなったのではなくアングラ化したのだ」という実感もまた語られている。これが実証できるか風評に過ぎないかの判断は今後の調査にかかっているが、いずれにしても懸念されるのは、取り締まり強化によってアウトリーチによ

る接近可能性がより低くなり、すなわちHIV予防介入可能性も低くなるということである。

2. 当事者調査の阻害要因—他国との比較

中村は、「性娯楽施設・産業に係る人々へのHIV/AIDS予防介入の可能性に関する研究」において、欧米と日本のSWのおかれた状況・運動の状況を比較し、欧米にみられるようなSWの強いアイデンティティをもったリーダーシップにけん引される権利運動が、調査や予防介入をもリードする形が日本社会にそのまま輸入され得るとは考えにくい、と評価。SWが当事者として自立して活動できる環境が欠如している日本では、まずそのような環境を整備していくことが重要と判断した（2009：47）。

確かに中村の言うとおり、カミングアウトをし、SWのアイデンティティを前面に打ち出して行動することは、日本ではほとんどタブーであるといえる。しかしその「タブー」は、「タブー」という文化的特殊性を想像させる概念だけでは説明しきれない、制度に裏打ちされたものである。

上記3団体がみずからの活動を政策提言にまで結びつける力を得てきた経験は、ヨーロッパとオセアニアの経験であり、やはりSWの強いアイデンティティ、誇り、権利意識、自己決定意識、リーダーシップがなければ成立しない。そもそもこれらが基礎になって、HIV予防行動と介入において当事者中心のアウトリーチ・調査・アドボカシーが必要、という本課題にも共通する発想が生み出されてきた。では日本では、これらの意識が社会的に醸成される環境として何が欠けているのかを、制度面から考える必要があるだろう。

海外の経験と比較したとき、SWASHが当事者調査を進めていく上で制度面の障壁になっている要因が明らかになった。法的・社会的認知の欠如と活動資金の不足、および調査における当事者中心主義の不徹底である。そして、これらの欠如が招く、当事者のアウトリーチから調査、調査から予防介入・アドボカシーまでを当事者が設計するための、既存の研究調査機関とは違う、みずからの活動と不可欠の関係構築に合わせたタイムスパンや調査方法等を選択する自由の欠如である。

これらはしかし、SWだけに係る課題ではなく、NGO・NPO・当事者組織を専門家として処遇しな

い、そこに直接資金提供をしない、すべての分野に係る政策的課題であろう。したがって、もう一步SWと外国人SWのHIV予防介入の問題に引きつけて検討するならば、ここに現われているのは、(1)売春防止法、出入国管理及び難民認定法、人身取引対策によるSWと外国人SWの不法化が、当事者アウトリーチ、調査、予防介入を困難にしている事実、(2)当事者のピア・エデュケーションとピア・ネットワークをつくることにまず時間と資源が必要であること、(3)(1)と(2)を克服することが、大規模調査を可能にし、関係政策に結果していること、および、(4)外国人／移住SWのHIV予防介入のためには、(3)がグローバルな政策に結びつく必要があること の4点であろう。

自己評価

外国人SWの感染リスク行動の実態と感染せい弱性につながる諸要因を包括的にとらえ、ピア・ネットワークと予防開発プログラムの端緒をつける目的は、当事者集団アウトリーチワークによって成果を見た。また、類似の活動・研究・政策提言に携わり、予防介入プログラムの実行までの目的を達成している、海外の当事者集団との比較において、日本のSW当事者調査の制度的阻害要因が明らかになった。これも、今後の調査計画と展望を開くために重要な成果であった。

2009年度の調査は当初、調査票による量的調査およびin-depth interviewの記録にまで入る予定だったが、前述した接近困難層ゆえの障害に阻まれてこれらはまだ達成されていない。

この点について、調査方法論的には、当事者調査の前提となるアウトリーチスキルの開発と、個々のアウトリーチワーカーの性質に頼る側面が少なくなるような、技術の伝授(ピア・エデュケーション)がよりいっそう必要である。同時に、接近への障害を克服することはSWASHの個々の調査者の努力のみでは不可能であり、制度的な裏付けを追求する必要も認識しなければならない。そして、そもそも調査票や聞き取り記録を取るといった既存の調査のエビデンス獲得=優先事項が、当事者による参加行動調査の優先事項と矛盾することが、接近困難対象によって拒否され、調査の障害として残るという因果関係にも注目すべきである。

たとえば、アウトリーチは当事者にとっては調査よりも重要である。だからこそ本課題はこれを研究方法として採用した。が、それ自体は数値や証言記録といったデータを残さない。それどころか、調査票を配ることや録音を依頼するなどのデータ収集への努力自体が、とくに調査初期では信頼関係の構築を阻害し、アウトリーチの目的である現場に即したニーズの掘り起こしをも阻害することがある。この事実は、既存の研究機関・概念による評価を受け難いという難点と関連しており、ひいては「法的・社会的認知の欠如と活動資金の不足、および調査における当事者中心主義の不徹底」以下、上に述べた比較結果につながる、という悪循環を呼んでしまう。

しかし、HydraとScarett Allianceが当事者のネットワーク自体に20年の年月を費やし、その成果として、ICRSEにみられるような国境を越え、移住に対応できる当事者ネットワークが構築され、SWに関して、現在のHIV予防介入に不可欠な国際的政策を帰結していることを考えれば、現状の矛盾や悪循環を提示する本課題は、そのことによって研究機関と当事者による参加行動調査の溝を埋める役を負っているといえる。

研究成果の学術的・国際的・社会的意義について

SWが国境を越えて行われている現在、SWへのHIV予防介入は外国人SWへの介入抜きには要領を得ない。そのために当事者による参加行動調査が有効であることは、内外の先行研究が明らかにしている。日本では他に実施されていない日本人SW当事者による外国人SWへのアウトリーチを行い、調査、予防介入プログラムの開発をめざす本課題は、必然的に国際的な意義を内包し、国際的提言も視野に入れている。上記研究成果と考察は、今後の展開いかんによって、日本社会のみならず国境を越えた影響力をもちうるものである。

学術的には、国内的には既存の研究機関のそれとは矛盾もするあらたな研究方法の実践であり、対外的にはこの分野では稀有な、当事者参加行動調査による実証研究の日本からの発信となる。

また、とくに外国人SWに関しては、彼女たちが日本の性産業へ働きに来る事情が、上記のとおり社会的に構築された経済・ジェンダー・地域などの格差に依るものならばなおさら、彼女たちを不法化し

ない制度設計がその社会に求められている、というべきであろう。したがって、本課題は HIV 予防のみに留まらない社会正義にもかなっている。

今後の展望について

アウトリーチを経、その過程で明らかになった上記調査の障害を把握したうえで、これを制度的に克服する道を探り、外国人 SW に対する HIV 予防介入を客観的に担保する数量調査および in-depth interview に基づく質的調査を実施することをめざす。そして本課題の最終目的である「HIV 感染予防に有効な性風俗業に従事する当事者による介入プログラムの開発と普及」に結びつけていきたい。

結論

HIV/STI 予防行動を始めとする SW の安全を確保するには、少なくとも短期的に、(1)搾取や暴力のより少ない労働環境を保証するため、雇用者・管理者とも良好な関係を築くことと、(2)ピア・ネットワークも、SW 集団外の社会とのつながりも確保し、支援を得る糸口をつかんでおくこと の2点が重要である。これらによって、接近困難層に当事者団体がアウトリーチすることができ、現在は確固とした「コミュニティ」が存在しない彼女たちが層として社会的に把握されれば、予防介入の足がかりとなる。そのために、性産業への取り締まりを緩和し、いっそうのアンダーグラウンド化を避けることを追求する必要がある。

当事者調査を実施し、実効性の高い結果を出すための制度面の整備は、長期的な視野を要求する。その焦点となるのは、(1)SW と外国人 SW の触法性・不法性を短期間に解消することは不可能として、少なくとも、本課題の関係者がこれを支持しない点について明確にすること（エイズ対策研究事業からの公的支持を得ることが望ましい）、(2)時間と資金の不足を緩和すること、(3)(1)と(2)のために、当事者中心の調査研究を推進すること、および、(4)外国人 SW の HIV 予防介入のために、(3)を国境を越える政策・対策に結びつけること の4点である。

健康危険情報

該当なし

研究発表

Aoyama, Kaoru, 2010, 'Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: A Sociological Perspective' in *Journal of Intimate and Public Spheres*, No.0

知的財産権の出願・登録状況

該当なし

参考文献

- 青山薫 2007 『「セックスワーカー」とは誰か—移住・性労働・人身取引の構造と経験』 大月書店
- 樽井正義 2004 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業『個別施策層に対する固有の対策に関する研究 総括研究報告書』
- 中村美亜 2009 「性娯楽施設・産業に係る人々への HIV/AIDS 予防介入の可能性に関する研究」(東 2009 所収)
- 東優子 2009 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業『日本の性娯楽施設・産業に係わる人々への支援・予防対策の開発に関する学際的研究 総合研究報告書』
- Aoyama, Kaoru, 2010, 'Changing Japanese Immigration Policy and Its Effects on Marginalized Communities: A Sociological Perspective' in *Journal of Intimate and Public Spheres*, No.0
- Jeffreys, Elena, 2009, 'Anti-trafficking Measures and Migrant Sex Workers in Australia' in *Intersections: Gender and Sexuality in Asia and the Pacific*, Issue 19
- TAMPEP International Foundation, 2007, *The TAMPEP VII Final Report*